

□ 中心経営体について

地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者を中心経営体といいます。中心経営体として、実質化した人・農地プランへの掲載を希望する方は、「人・農地プラン掲載希望書」へ必要事項を記入し、農務課までFAX、郵送又はご持参ください。

【提出先】〒442-8601 豊川市諏訪1-1 豊川市農務課 電話0533-89-2138 FAX0533-89-2297)

「実質化した人・農地プラン」に取り組まないと、人・農地プランに中心経営体として位置づけられた農業者や地区は、今後国の補助事業の採択対象から外れたり、採択されにくくなります。（関連する国の補助事業は裏面のとおり）

なお、中心経営体として実質化した人・農地プランへ掲載できるのは、原則として認定農業者または認定新規就農者の方のみとなります。まだ認定されていない方は、同時に認定農業者または認定新規就農者への申請もお願いいたします。（認定要件があり、申請された方が認定されるとは限りません。また、申請から認定されるまでに3ヶ月程かかりますので、ご承知おきください。）

- ・人・農地プラン掲載希望書（別紙のとおり）

□ 市内15地区と集落について（長沢町は実質化しているため除く。）

No.	対象地区名	集 落 名
1	豊川東部①	豊川町、豊川仲町、豊川西町、旭町、開運通、桜ヶ丘町、緑町、本野ヶ原、東豊町、西豊町、東名町、光陽町、天神町、桜木通、西桜木町、佐土町、美幸町、白雲町、曙町、小桜町、東新町、豊栄町、稲荷通、東曙町、新豊町、大堀町、豊が丘町、古宿町、新宿町、花井町、馬場町、二見町、三谷原町、牧野町、土筒町、院之子町、当古町、住吉町
2	豊川東部②	麻生田町、上野、大橋町、二葉町、向河原町、谷川町、三上町
3	豊川東部③	三蔵子町、樽井町、六角町、本野町、大崎町、長草町、駅前通、末広通、金屋町、金屋元町、金屋本町、中央通、千歳通、赤代町、金屋橋町
4	豊川中部①	千両町、市田町
5	豊川中部②	八幡町、野口町、平尾町、財賀町
6	豊川南部	牛久保町、下長山町、正岡町、行明町、柑子町、瀬木町、西島町、金塚町、川花町、光輝町、明野町、牛久保駅通、光明町、寿通、堺町、下野川町、新桜町通、新道町、諏訪、諏訪西町、代田町、高見町、中条町、中部町、塔ノ木町、中野川町、西口町、西香ノ木町、西塚町、萩山町、松久町、南大通、美和通、山道町、弥生町、四ツ谷町、松風町
7	豊川西部	桜町、蔵子、小田淵町、国府町、久保町、白鳥町、国府南、森、為当町、御油町、新青馬町、新栄町、白鳥
8	一宮西部	大木町、篠田町、西原町、足山田町、一宮町
9	一宮東部	東上町、江島町、上長山町
10	一宮南部	松原町、豊津町、橋尾町、金沢町
11	音羽（※）	萩町、赤坂町、赤坂台
12	御津南部	御津町上佐脇、下佐脇、新田、御馬
13	御津北部	御津町西方、坪野、大草、赤根、広石、豊沢、金野
14	小坂井東	小坂井町、宿町、篠束町
15	小坂井西	伊奈町、平井町、美園

人・農地プラン掲載希望書（新規・変更・取消）

令和 年 月 日

人・農地プランに次のとおり掲載されることを希望します。また、地区の協議の場や検討会での意見等の結果、掲載されなくても異議は申し立てません。
※同意いただける場合は□にチェックを入れてください。

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意する。
※裏面の個人情報の取扱いについて、その内容に同意する場合は□にチェックを入れてください。

フリガナ 氏名（法人の場合 は、法人名と代表 者氏名）		生年月日 （法人の場合は 代表者）	
住所（〒・市町 村名から）	〒 ー		
自宅電話番号		携帯電話番号	
認定状況（○を 付す）	認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 未認定		
活用を希望する 施策 ※希望す る施策にチェック をお願いします。 （複数回答可）	<input type="checkbox"/> 農業次世代人材投資資金（経営開始型）【旧：青年就農給付金】 <input type="checkbox"/> 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （導入希望機械名： _____） <input type="checkbox"/> スーパーL資金の金利負担軽減措置 <input type="checkbox"/> その他（事業名： _____）		
現在の農業経営 の構成員数	家事従事者（法人の場合は 出資者数）	人	
	正規・非正規雇用者（法人 の場合は従業員数）	人 ※正規・非正規問わず	
後継者について	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ※どちらかにチェックしてください。		
今後の農業経営について ※地区は、豊川市内を次のとおり15地区に分けています。 豊川東部①、豊川東部②、豊川東部③、豊川中部①、豊川中部②、豊川南部、豊川西部、 一宮西部、一宮東部、一宮南部、音羽、御津南部、御津北部、小坂井東、小坂井西			
作物名	現状の経営面積	就農地区No.	計画の経営面積
	a		a
	a		a
	a		a
農地中間管理機 構からの借入希 望	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ※どちらかにチェックしてください。		

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

人・農地問題解決加速化支援事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、人・農地問題解決加速化支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

<p>事業等 (注1)</p>	<p>人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営体育成支援事業、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村振興交付金、農業水利施設保全合理化事業、国営農地再編整備事業、強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、6次産業化ネットワーク活動交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査等</p>
<p>関係機関 (注2)</p>	<p>国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地中間管理機構、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等</p>

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

住所

(法人・組織名)

氏名 (代表者名)

印